

議案第十四号

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例の

廃止について

次のとおり昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例を廃止すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本  
議会の議決を求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六三年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例を

廃止する条例

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例（昭和四十八年三朝町条例

第四十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。